

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（平成三年広島県条例第四号）第三十五条の規定により知事が別に指定する区域は、次のとおりである。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定区域

三次市の大規模行為届出対象地域（三次市のうち甲奴町、君田町、布野町、作木町、吉舎町、三良坂町及び三和町を除く区域）

二 指定の効力の発生日

平成十九年十月一日